

名古屋市告示第 407 号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

令和 6 年 8 月21日

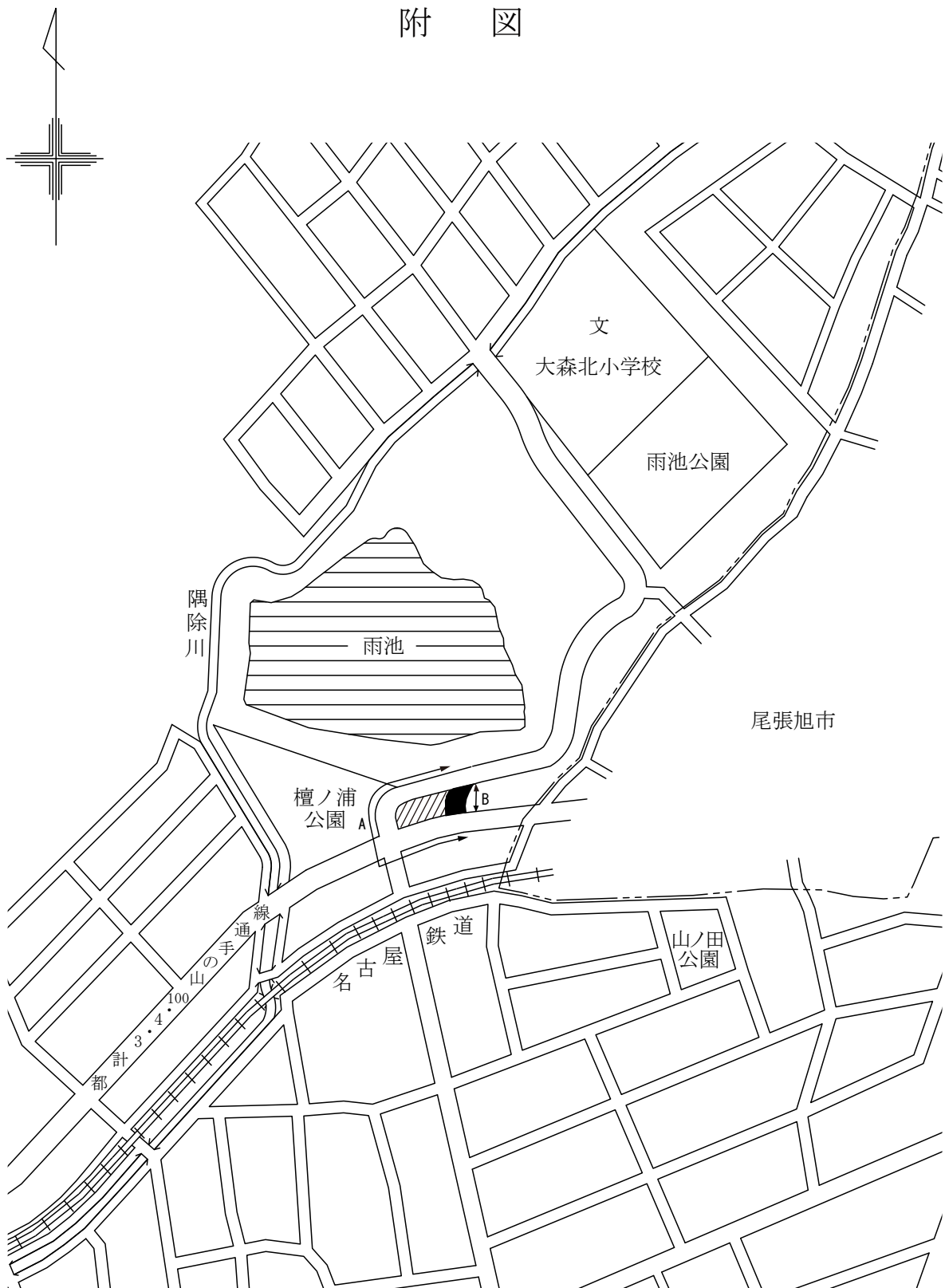
名古屋市長 河 村 た か し

道路の区域変更

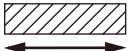
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	御膳洞第 1 号線	名古屋市守山区弁天が丘 1804番地先から 名古屋市守山区御膳洞 102 番の 1 地先まで	前	0.135	11.94 ～ 16.00	附 図
	B				0.017	13.41 ～ 13.50	
	A			後	0.135	11.94 ～ 29.20	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例

-  区域変更により道路の区域とする部分
-  区域変更により廃道する部分